

## 建築等許可申請書類チェックリスト (43条)

- 1 順序13～15については、縮尺1/100程度とし、同一縮尺とすること。
  - 2 設計図には、作成した者が記名すること。
  - 3 建築基準法上の接道要件及び既存建築物の適法性(敷地分割含む)を建築指導課で確認すること。
  - 4 作成要領については、東近江市都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準(P151)を参照。
- ★申請の際は、チェックリストを同時に提出してください。

順序	名 称	備 考	申請者 レ	市 レ
1	許可申請書 1部提出	・東近江市、町名、字、地番、実測面積、公簿面積を記入 (小数点3位以下切捨て、小数点2位まで記入)		
		・予定建築物の用途欄は、具体的に記入 (自己用戸建専用住宅、建築設計事務所兼用住宅、飲食業店舗等と記入、階数も記入)		
2	委任状	・申請者が複数の場合は、全ての申請者が記載され押印していること ・受任者の住所・氏名・電話番号を記入すること		
3	位置図 (都市計画図 1/2500)	・申請区域を赤色に着色		
		・作成者の記名		
4	建築物概要書	・面積は、小数点2位まで記入 (小数点3位以下切捨て)		
		・建築物の用途が複数の場合は、用途毎に区分して記入すること		
5	理由書	・申請者の住所、氏名を記入すること		
		・申請地決定の理由、申請者の現状、建築(立地)の必要性、現在の状況、許可後の現居住地の取扱いなどを具体的に記述すること		
		・34条各号に掲げる要件の全てに該当する理由を項目ごとに記入すること		
		・建築物の着工、完了予定年月日		
		・敷地の土地の形状変更の有無及び形状を変更しない旨の説明、誓約等		
		・排水計画、給水計画に関する説明		
		・擁壁を設置する場合は、安定性について記述		
6	34条各号の要件 に該当する図書	・証拠書類等は全て添付すること (住民票証明書等は、申請時点3か月以内に限る)		
7	公 図 (3か月以内)	・申請区域を緑色、里道を赤色、水路を青色で着色		
		・地番、地目、所有者名を記入(隣接地も同様)		
		・法務局名、転写年月日の記入、転写者が記名すること		
		・登記された地積測量図がある場合は、添付すること		
8	施行同意書	・申請者名義の土地の場合は、不要		
		・抵当権等その他の権利がある場合は、その同意書も添付すること (取得時のローンの場合は不要)		
		・その他(申請人となることを証する契約書、相続により承継する場合の申請は、贈与を証する書面)		
9	登記事項証明書 (3か月以内のもの)	・申請地の土地の登記事項証明書、既存建物がある場合は、建物の登記事項証明書 (既存の土地建物が関係する場合の申請は、既存の土地建物を含む)		
10	法人の登記事項 証明書及び定款	・申請者が法人の場合に添付		
		・登記事項証明書は、3か月以内のもの		

順序	名 称	備 考	申請者 レ	市 レ
11	既存宅地を証する 書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書で確認できる場合は不要</li> <li>・建築確認書、農地転用許可書、既存宅地確認申請書の写し等で立証すること</li> <li>・登記簿が閉鎖されている場合、分筆・合筆をしている場合は、閉鎖謄本により立証。合筆の場合は相手の筆も立証すること</li> <li>・分筆、合筆の履歴を表にまとめること</li> </ul>		
12	現況写真 (カラー写真)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請区域周辺部、河川、水路、道路を含むこと</li> <li>・道路等は、幅員等の現況が判断できること</li> <li>・申請区域界は、赤線で明示すること</li> <li>・周辺部は、1辺に1枚以上(50mに1枚程度)撮影すること</li> <li>・撮影した写真の箇所を平面図に表示すること</li> </ul>		
13	現況平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位を明示し、申請区域界は、赤で明示すること</li> <li>・既設の構造物、区域外の道路、幅員を明示し、隣接土地をある程度含めること</li> <li>・隣接する道路名、河川名、現況幅員、建築基準法による道路区分等を明記</li> </ul>		
14	土地利用計画図 (配置図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位を明示し、申請区域界は、赤で明示すること</li> <li>・予定建築物の形状、敷地境界からの距離等を記入</li> <li>・前面道路の幅員を明示すること(道路後退のある場合は、後退ライン)</li> <li>・建築敷地の分割がある場合は、分割前の敷地を含むこと</li> </ul>		
15	排水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の小規模な場合は、土地利用計画図と併用してもかまわない</li> <li>・方位を明示し、申請区域界は、赤で明示すること</li> <li>・排水の位置、人孔、ルート、排水の流れの方向等を記入</li> <li>・排水の放流先河川、水路の名称、位置を記入</li> <li>・吸込槽等の排水施設を設置する場合は、その構造図及び能力計算書を添付すること</li> <li>・住宅等の小規模を除き、排水施設の構造図及び流下能力計算書等を添付すること</li> <li>※敷地外の排水予定先については、あらかじめ排水が可能か確認しておくこと</li> </ul>		
16	縦横断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の小規模な場合は、縦と横それぞれ中央部分の断面図各1箇所とし、現況平面図と併用してもかまわない</li> <li>・規模の大きいものは、断面のピッチは20m間隔程度とすること</li> <li>・既設の構造物、区域外の道路、申請区域の境界を明示し、隣接土地をある程度含める断面とすること</li> <li>・50cm未満の地均し程度の行為を行う場合は、現況地盤高は細線、計画地盤高は太線で明示し、土砂の搬出入のない旨明示すること</li> <li>・前面道路の幅員を明示すること(道路後退のある場合は、後退ライン)</li> </ul>		
17	求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求積表は出来る限り同一図面に記載すること</li> <li>・道路後退のある場合は、後退前後の求積図を記載すること</li> <li>・外周長(辺長)を記載すること</li> <li>・登記された地積測量図と現況が一致する場合は、その地積測量図を採用できる</li> </ul>		
18	建物平面図 各階平面図 立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置図、各階平面図、2面以上の立面図</li> <li>・建築面積、延べ床面積の算定、高さ等を明示</li> </ul>		